

2024年11月13日

各 位

会 社 名 株式会社タツミ  
代表者名 代表取締役社長 伏島 利行  
(コード番号 7268 東証スタンダード市場)  
問合せ先 常務取締役 木村 英典  
(TEL 0284-71-3131)

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催  
並びに定款の一部変更に関するお知らせ

本日公表いたしました「株式会社ミツバによる株式会社タツミの完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」のとおり、当社及び株式会社ミツバ（以下「ミツバ」といいます。）は、それぞれ本日付の取締役会において、ミツバを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日、当社とミツバの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

当社は、本日開催の取締役会において、2025年1月30日（木曜日）開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に係る基準日の設定及び本臨時株主総会の開催並びに「株式交換契約承認の件」及び「定款一部変更の件」を本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年11月30日（土曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- （1）基準日 2024年11月30日（土曜日）
- （2）公告日 2024年11月14日（木曜日）
- （3）公告方法 電子公告（以下のホームページに掲載いたします。）

<https://www.tatsumi-ta.co.jp/ir/public.html>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

- （1）本臨時株主総会の開催日時・場所（予定）

開催日時 2025年1月30日（木曜日）午前10時

開催場所 栃木県足利市南大町443番地

当社本社工場3階会議室

- （2）本臨時株主総会の付議議案

第1号議案 株式交換契約承認の件

詳細につきましては、本日別途開示しております「株式会社ミツバによる株式会社タツミの完全子会社化に関する株式交換契約締結

(簡易株式交換)のお知らせ」をご参照ください。

第2号議案 定款一部変更の件

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

2025年4月1日をもって本株式交換の効力が発生した場合には、当社はミツバの完全子会社となり、以後、定時株主総会の基準日制度の必要性が失われるため、定時株主総会の基準日制度に係る定款の定めを削除することを目的として、本臨時株主総会において本株式交換契約が承認され、2025年3月31日までに本株式交換契約が解除されておらず、かつ、本株式交換契約の効力を失わせる事由が生じていないことを条件として、2025年4月1日をもって、当社定款第9条(基準日)の定めを削除し、その他所要の条文番号の変更を行う旨の定款の一部変更を行うものです。

(2) 変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第8条 (略)	第1条～第8条 (現行どおり)
<u>第9条(基準日)</u> <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>2.前項の他、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</u>	(削除)
第10条～第40条 (略)	第9条～第39条 (現行どおり)
附則第1条 (略)	附則第1条 (現行どおり)

(3) 日程

定款の一部変更のための臨時株主総会決議日 2025年1月30日(木)(予定)

定款の一部変更の効力発生日 2025年4月1日(火)(予定)

以上